

令和 2 年度
東京都動物愛護管理審議会第 5 回小委員会
会議録

令和 2 年 1 1 月 5 日
東京都福祉保健局

(午後2時00分 開会)

○田島動物愛護管理専門課長 定刻となりましたので、ただいまから東京都動物愛護管理審議会第5回小委員会を開会いたします。

委員の皆様には、御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、動物愛護管理専門課長の田島でございます。本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、本日、小委員会の委員長をお務めになる林会長ほか2名の委員を除き、Web会議による参加となっております。通信環境に起因する遅延をはじめ、機器操作等の点で皆様にお手数をお掛けしますが、円滑な議事運営に御理解、御協力のほどお願いいたします。

なお、誠に申し訳ございませんが、健康安全部長の高橋につきましては、本日、所用により14時30分頃に参りますことを申し添えます。

では、御審議に先立ちまして、前回の小委員会におきまして、新たに委員に御就任いただきました杉並保健所生活衛生課長、濱委員を御紹介いたします。

○濱委員 よろしくお願ひいたします。

○田島動物愛護管理専門課長 それでは、早速議事に移ります。これからの進行につきましては、林委員長にお願いしたいと存じます。

○林委員長 初めに二つ、注意点を申し上げますが、この会議は、原則公開でありますけれども、コロナ対策のため一般の傍聴はお断りしておりますし、マスコミの取材もございません。

二点目、しかしながら、資料及び議事録については、原則公開となっておりますので、これは御了解いただきたいと思ひます。

それでは、議事次第に沿ってこれから進めてまいります。初めに事務局から関係資料の説明をお願いいたします。

○田島動物愛護管理専門課長 では、お手元の答申(素案)の表紙をおめくりいただきまして、目次を御覧ください。

本日の資料説明の流れとしましては、初めに、「第1 東京都における動物愛護管理施策を取り巻く状況」を、次に「第2 動物愛護管理推進計画に基づく各施策の取組状況」を御説明します。

続きまして、裏面、「第3 東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方」の項番1及び2を御説明し、最後に項番「3 計画における数値目標について」を御説明いたします。

御質問等は、ただいま御説明した区切りごとに承りたいと存じます。

では早速、資料説明に移ります。

最初に1ページ目、「はじめに」を御覧ください。

ここには、これまでの審議会に対する諮問から今回の答申までの審議経過等が述べられておきまして、最後に、本答申を踏まえ、推進計画に基づく「人と動物との調和のと

れた共生社会の実現」に向けた施策が更に推進されることを期待する旨林会長の名前で記されているところです。

次に、2ページの「第1 東京都における動物愛護管理施策を取り巻く状況」を御覧ください。こちらにつきましては、項番「1 犬の個体数推定」から15ページの「10 動物愛護施策に関する都政への要望」までの事項につきまして、国の最新統計が明らかになっていない箇所を除き、中間報告以降の都の関係統計等の時点更新に係る追記をしております。記載内容自体は、中間報告から大きな変更等はございませんので、できるだけ多くの時間を委員の皆様の御協議に充てる都合上、誠に申し訳ございませんが、個々の事項説明は割愛いたします。

続きまして、16ページの「11 動物の愛護及び管理に関する法律等の改正」を御覧ください。この項目は、今回の動物愛護法等の改正により、新たに追記したものです。

(1)に動物愛護法の改正の経緯を、次の(2)に改正法のうち令和2年6月に施行された主な事項を、続く17ページの(3)に、令和3年6月に施行される第一種動物取扱業者が遵守すべき基準の具体化等を、次葉18ページの(4)に、令和4年6月に施行されるマイクロチップの装着等の義務化等をそれぞれ記載しております。

続く19ページには、国の基本指針の主な改正事項を記載しております。個々の事項につきましては、前回の小委員会等で既に御説明しておりますことから、今回は割愛いたしますので、御了承ください。

甚だ簡単ではございますが、「第1 東京都における動物愛護管理施策を取り巻く状況」部分の御説明は、以上でございます。

○林委員長 ありがとうございます。

それでは、皆様、ただいまの説明について、何か御質問、御意見ございましたらどうぞ。これまでも、皆様には資料等を見ていただいているところではありますが、改めて何か御質問等ありましたら、どうぞ。

もしないようでしたら、次に移ってまいりたいと思います。続けて、事務局より説明いただきます。

○田島動物愛護管理専門課長 では、答申(素案)20ページの「第2 動物愛護管理推進計画に基づく各施策の取組状況」を御覧ください。この章では、中間報告以後に追記されました箇所を中心に御説明いたします。

まず初めに、次葉21ページ、項番「1 動物の適正飼養の啓発と徹底」の「(1) 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化(施策1)」を御覧ください。ここでは、最後の段落で、ペットショップ等を通じた普及啓発及び地域における動物の相互支援体制整備事業について追記しております。

続く「(2) 犬の適正飼養の徹底(施策2)」及び次葉の「(3) 地域の飼い主のいない猫対策の拡充(施策3)」につきましては、特に追記等はございません。

次に、「(4) 多頭飼育に起因する問題への対応(施策4)」を御覧ください。こち

らでは、最後の段落で、民生委員・児童委員向け多頭飼育問題啓発リーフレットの作成、配付等について追記しております。

次に「（５）動物の遺棄・虐待防止に関する対策（施策５）」を御覧ください。ここでは、次葉２３ページに記載されております最後の二つの段落で、新たに作成しました遺棄・虐待防止ポスターの配付及び獣医師による通報義務化に係る取組を紹介しております。

続く「（６）適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成（施策６）」及び「（７）小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援（施策７）」については、特に追記等はありません。

次に、２４ページ、項番「２ 事業者等における動物の適正な取扱いの推進」を御覧ください。最初の「（１）動物取扱業の監視の強化（施策８）」では、最後の段落で、保管業者及び販売業者に対する一斉監視並びに動物取扱業者向けに作成した防災チラシによる普及啓発について追記しております。

続く「（２）動物取扱業への指導事項の拡大（施策９）」から、次葉「（４）産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応（施策１１）」までについては、特に追記等はありません。

続きまして、項番「３ 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進」を御覧ください。

初めの「（１）動物の譲渡拡大のための仕組みづくり（施策１２）」につきましても、特に追記等はありません。

次の「（２）取扱動物の適正な飼養管理の確保（施策１３）」につきましても、最後の段落で東京農工大学による大学事業提案の一環として始められました、大学からセンターへの専門的助言について紹介しております。

続いて、次葉２７ページ、項番「４ 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応」を御覧ください。こちら「（１）動物由来感染症への対応強化（施策１４）」では、最後の二つの段落で、動物由来感染症に関するシンポジウムの開催及び大学事業提案に係る動物由来感染症の病原体の検出法等について追記しております。

続く「（２）災害時の動物救護体制の充実（施策１５）」では、次葉２８ページの最後から二つ目及び三つ目の段落で、災害時における動物愛護管理対応マニュアルの改訂及び今般の新型コロナウイルス感染症発生に係る動物愛護相談センターでのペット一時預かり事業について追記しております。

駆け足で恐縮ですが、「第２ 動物愛護管理推進計画に基づく各施策の取組状況」部分の御説明は、以上でございます。

○林委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。皆様、ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問はありますか。大体、付け加えていただくべきところは、最後のほうにまとめてあるということですね。

○田島動物愛護管理専門課長 そのとおりです。
○林委員長 特に新しく加わったことだけでなく、御質問、御意見があれば、どうぞ。
平井委員。

○平井委員 この度のコロナ禍で、「ペットの飼育放棄が当然起きているはず」とマスコミから事実確認の取材を受けています。センターやいくつかの動物愛護団体等に確認してもそのような事実はないようですが、自然災害にしろ、コロナ禍にしろ、飼育放棄があつて当たり前との認識があり、飼育放棄の理由とされるケースは多いと感じております。

一方では、もともと動物を飼いきれなくなっていた人が、災害等を理由に動物を手放すことが起こっているし、安易に手放した人が再び安易に飼い始めるケースも確認されています。

日常生活の中にも転勤や妊娠・出産、介護、結婚、離婚、家族にアレルギーが生じた等、緊急事態は起こることから、ペットを飼うに当たっては、災害等、何かあった際に飼い主として何ができるのか、危機管理の意識を持つことが重要であることを平時から普及啓発することが必要ということを最近感じておりますので、御検討いただければなというふうに思います。

○田島動物愛護管理専門課長 貴重な御意見ありがとうございました。今後、内容につきましては、具体的に検討してまいりたいと存じます。

○林委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。友森さん、どうぞ。

○友森委員 友森です。よろしく申し上げます。

虐待の通報の部分なんですけれども、獣医師が、虐待が疑われる際に通報することが努力義務化されると思うんですが、通報した場合に、ひどい虐待の場合に動物を飼い主から引き取れるのかとか、また、動物がどうなってしまうかが分からないために、通報をためらう場合もあるので、通報した場合に、例えば動相センターで一時飼養をすとか、あと、獣医師のほうでは虐待の改善について指導できないので、そこは行政がやってくれるのかとか、そういった部分に関してのフォローがないと、なかなか虐待を積極的に通報しようという動きにならないと思うのですが、そちらの部分も、通報後の流れも入れていただくことはできますか。

○田島動物愛護管理専門課長 今のお話につきましては、基本的に虐待罪の疑いということになりますと、警察の、司法警察権の範疇になりますので、いわゆる証拠物件を含めて財産権の関係から、飼い主からその動物自体を引き取る、引渡しみたいな形は、なかなか現状では難しいのかなと理解しております。

いずれにしても、今後、警察との定期的な連絡、情報交換等も考えておりますので、その中で、どのような取扱いにしていくかは、検討課題になるかと存じます。

以上です。

○林委員長 ありがとうございました。今のお答えでよろしいですか。

○友森委員 ありがとうございます。

○林委員長 ほかにどなたか、御意見ありますか。打越委員どうぞ。

○打越委員 現状の説明はいただいたので、これまで東京都がやってきたことについて、何か特に異論があるとか、こういう選択を入れるべきだと提言を入れるのがここの議題ではないと思いますので、簡単にとするんですけども。

今回、いきなりもう答申の素案が出てきたのかというのに驚きまして。今回の小委員会の段取りとして見れば、これで最初に素案を小委員会として認めると、これで親部会に諮ってということになると思うと、きちんと位置付けを整理したほうがいいだろうと思います。

それで、答申の名前は、林先生の座長の名前で出す。つまり、都知事なり、局長なりから今後の方針について検討していただきたいということで諮問が出ているものに、お答えを専門家集団として出すという書類だと思うんですけども、なぜ前半の1と2については、東京都の職員自身による回答というか、私たち専門の委員がこれだけのことをいつもやっていると把握して私たちが書いている文章というよりも、東京都の職員が知事に返しているような文書になっていますので、こういう形の答申で大丈夫かなという気がしないでもないです。

つまり普通は、こういうことをやっているようだけれども、今後これが必要だということところが一番、専門家集団の答申としては大事なところだと思います。統計情報と、こういうことを進めているというのは、別に私たち専門家がやっていることでもないのに、答申の位置付けがちょっと、よく分からないなというのもあって、ここで挙手、意見ありませんかと言われても、意見を言いにくいなと思っていたのが一点ですので、その位置付けを事務局に答えていただきたいと思います。

それともう一点は、これは提案のところの多分議題の三つ目に関わると思うんですが、22ページの(4)と(5)です。多頭飼育と虐待に関するところの一応、今までやってきた実績なので、あまり強く言うつもりではないんですけども、動物愛護管理行政の目線だけになっている。例えば多頭飼育とか虐待防止のための取組というのは、本来なら同じ東京都の福祉保健局の福祉部門の方々が、常に地域を見守ったりとかして情報を持っていたはずであります。昔ながらのイギリス、アメリカ型の動物の福祉の観点から見て、もっと福祉関係者に分かってもらわなくちゃとか、臨床の動物病院の先生に分かってもらわなくちゃいけないというような書きぶりになっているんですけども、本来、もっと福祉部門の精神保健福祉士とか、社会福祉士とか、児童福祉司などが、こういう問題を先に意識して、地域の社会問題として、例えば暴力とかギャンブルとか、自殺とか、ひきこもりとか、そういう社会問題の一環として問題があるなというのを抱えてきたはずなんですよね。

そういう人たちと対等な形で連携するというよりも、やっぱり多頭飼育者や動物虐待者はちょっと変な人たちで困った人たちであって、これをどうにかしなきゃいけないと

いう、本当に昔ながらの英米型の動物福祉の目線であって、やっぱり日本の福祉行政、それから公衆衛生行政、その在り方の中でいろんな問題を解決してきた、努力してきたというところに対する、その情報のつながりが弱いんじゃないかと。頑張っていると書いていても、何か発想が10年ぐらい前のちょっと古い発想のような気がするので、何か書きぶりに違和感を感じたというところなんです。上手に説明できなくて、どちらかというと議題3のほうでしっかり伝えたいと思います。

以上です。

○林委員長 いかがですか。お答え。

○田島動物愛護管理専門課長 まず、答申の構成なんですけれども、これは前回の答申の構成等も参考にしながら、今回、案として作成しております、確かに打越委員のおっしゃるとおり、答申本体というところも非常に理解はできるんですけれども、今回、これが最終答申としてまとめられた場合に、一般の方々が読まれるという前提に立って考えますと、やはり前提条件といいますか、背景としてこのような統計情報ですとか、これまで東京都が行ってきた施策につきましても、あらかじめ述べた上で、最終的に委員の皆様方から在り方という形で御提言いただくという構成としているということを御理解いただければと存じます。

そのほかの御意見、御指摘等につきましても、また後ほど、在り方の部分で改めて御説明させていただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○打越委員 すみません、追加でいいですか。

その場合も、普通の答申は、委員で書くものは提言であって、統計情報と東京都がこれまでやってきたのは、むしろ参考情報という位置付けになるだろうと思うんですね。そういうところがあまり、事務局の側が十分に考えていたのかというのが少し気掛かりで、一般の方が読んでもらうにしても、専門家がこう言っているというのが本来、真正面に出るのが答申で、専門家はこう言っている、専門家がこう言う背景には、統計情報とこれまでの東京都の施策が参考情報としてあるというのが、本来の筋なのかなと、やっぱり私は思います。東京都の事務局職員が作った文書を東京都知事に返す。しかし、諮問を受けたのは専門家集団とか有識者の集団というのが、どうもやっぱり位置付けとして、今までそういうやり方をしてきたのだとしても、普通の行政のスタイルとはちょっと違うかなという気がします。

計画しているものに対して、私たちが助言して、これで事務局に対して、いいですよというなら分かるんですけど、わざわざ諮問を受けていて、それに対して答申を専門家集団が出すということは、それだけ私たちも責任があることだと思うので、今まではそうやってきたのだとしても、やはり、考え方というのは今後少しずつ改めていくべきではないかと思います。

以上です。

○林委員長 ありがとうございます。専門家集団といいますか、この答申としての書き

ぶりが、少し答申を作った人間たちの書いたような文章ではないんじゃないかということでもありますけれども、これについては、どうですか。

○田島動物愛護管理専門課長 全体の構成に係る部分でもあり、この場では即答いたしかねますので、持ち帰って検討したく存じます。

○打越委員 よろしくをお願いします。

○林委員長 それでは、ほかに。よろしいですか。

○田中委員 町田市保健所の田中でございます。

次の第3の在り方のところとつながる話なのかもしれませんが、22ページの多頭飼育に起因する問題への対応のところなんですけれども、アニマルホーダーをテーマとした研修会を開催したというふうに書いてございますけれども、今後の在り方のところにアニマルホーダーについての記載がないのでは、何かあんまりつながりがよくないのかなというふうに、ちょっとこれを読んで思いました。こういった多頭飼育ですとか、アニマルホーダーさんのことというのは、非常に行政でも問題になることだと思います。

東京都さんとして、こういった状況の把握については、どのように行っているのかなというところと、あと、潜在的なそういった方たちの福祉の側面からも必要だと思いますけれども、どんな形でそういった方々を掘り起こしていくのかということのお考えを聞きたいなと思います。

以上です。

○田島動物愛護管理専門課長 その件につきましては、こちらの22ページに書いてありますとおり、町田市さんも委員として御参画いただきました動物行政検討会で具体的な事例の洗出し等も行ってございまして、アニマルホーダーのテーマにつきましては、今後、研修会の中でテーマとして取り上げるかというのは、考えていきたいと存じますし、また最後に書いてありますとおり、民生児童委員向けにもリーフレットを配付してございまして、いろいろな関係機関を通じて掘り起こしといたしますか、素早い対処につなげていきたいと考えております。

以上です。

○田中委員 ありがとうございます。

○林委員長 ほかにはないですね。

○打越委員 田中委員からアニマルホーダーの単語が出てきましたけれども、22ページのところのアニマルホーダーは、あくまでもテーマとして過去に実施した研修会の名前ですので、それについて特に異論はないのですけれども、むしろ環境省の検討会のほうでは、控える動きがあります。というのは、よく言われるDSM-5と言われるアメリカの精神医学の治療のガイドラインを見て、そこにホーダーの一種類として動物を集めてしまう人たちが出るということが、そこに載せられたというふうに言われているんですけれども、実際にDSM-5を読むとホーダーの項目の中で、動物を対象にしている

という記述は本当にわずか、一二行のことであって、またそのRSPCAとかASPCAが書いているそのアニマルホーダーの特徴というのがあまりにも病的な描き方です。今の日本の多くの多頭飼育というのは、無理やり集めてきて、それで例えば性的に虐待を動物にしているとか、そういう傾向というよりも、何となくかわいそうで餌をやって集めてしまって、しかし判断力がない、経済力がないために、不妊去勢手術をしないで増えてしまった。増えてしまって、本当は本人も困っているけれども、周りからクレームを言われたり、行政職員に頭ごなしに言われると、つい意固地になって理屈をこねてしまって、周りの人から見るとコミュニケーションが難しいというふうと言われる状況が多いと思うんですね。

つまり、病的に物に執着して集めてきてしまうというよりも、何となく甘い感覚で動物を一二頭飼いで出して、しかし経済力、判断力がないだけの人たちのことを、イギリス、アメリカと同じようなレッテル貼りでアニマルホーダーと呼ぶのがふさわしいのかが分からないという議論になっています。

ですので、22ページのところは過去の研修会ですのでアニマルホーダーという単語が入っているのは問題ないと思うんですけども、今後、政策を考えていくときに、経済力のない人や、判断力の甘い人たちの問題を解決するに当たって、レッテル貼りをするのではない視点で考えていかないと、日本型の多頭飼育問題は解決できないんじゃないかなと思っています。

ですので、先ほど町田市の田中委員から、連続性があつたほうがいいという御意見があつたんですけども、私は、今後の在り方の提言にアニマルホーダーという単語が今入っていませんので、むしろ、そちらのほうがいいんじゃないかなというふうに考えています。

以上です。

○林委員長 ありがとうございます。おっしゃるとおりですが、欧米にしても、必ずしもそういう人ばかりではないわけで、日本でも、ほんのわずかですけど、やっぱり困った人がいる。つまりこれ、程度問題だろうと私は思うんですが、あまりこのアニマルホーダーという言葉を使わないほうがいいという御指摘は、おっしゃるとおりかなと思います。

ということで、こういうタイトルの研修会ですから、ここは直すわけにいかないわけで、そういうことでよろしくお願いします。

ほかに、ございますか。なさそうですね。挙手されている方がおられませんので、それでは、次に参りましょうか。

どうぞ、説明、また事務局からお願いいたします。

○田島動物愛護管理専門課長 では、29ページ、「第3 東京都における今後の動物愛護行政のあり方」を御覧ください。

委員の皆様へ事前送付した資料では、項番が第4と誤って記載されておりました。事

務局を代表してお詫びいたします。

この章の表題は、中間報告の時点では、「第3 次期推進計画に盛り込むべき主な事項」になっておりました。今回の答申（素案）では、新たに項番「1 都における動物愛護管理施策の目標等」を追記し、併せて表題を改めております。具体的な記載内容につきましては、過去の小委員会で説明したものと重複しておりますので、割愛いたします。

続きまして、項番「2 取り組むべき課題と施策の方向性」中、「(1) 動物の適正飼養の啓発と徹底」の「ア 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化」を御覧ください。こちらにつきましては、次葉30ページ中ほどの最後から二つ目の段落で、今回の動物愛護法改正に基づき新たに導入されたマイクロチップ装着制度の定着に向けまして、関係者が連携し、あらゆる機会を捉えて啓発を推進していくことが求められる旨追記しております。

次の「イ 犬の適正飼養の徹底」につきましては、特に追記等はございません。

続く「ウ 地域における動物飼養に関する問題への相談支援体制の整備」の部分は、今回新たに設けたものです。動物愛護法の改正で、区市町村における動物愛護管理担当職員の設置が努力義務とされたこと、また、不適正な動物の飼育に起因する問題の解決のためには、飼い主を含め住民が身近な地域で相談支援を受けられる体制を整備することが重要であることから、地域における相談支援体制の充実を目指した区市町村職員への支援や、動物愛護相談センター等からの専門的助言等を受けられる仕組みづくりを整えることが必要である旨追記しております。

次の「エ 多頭飼育に起因する問題等への対応に係る連携」では、今回の基本指針においても、不適正な多頭飼育問題への対応における福祉部局等との連携の強化が盛り込まれたこと等も踏まえまして、記述内容を膨らませております。

続く「オ 動物の遺棄・虐待防止に関する対策」では、動物愛護管理法改正に基づく動物の遺棄・虐待等に対する罰則の強化及び獣医師に対する虐待の通報義務化を追記しております。

次葉32ページ、「カ 地域における適正飼養の推進のための人材育成」については、特に追記等はございません。

次の「キ 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援」につきましては、本文3行目の最後にございます「小学校や児童館等」という文言は、中間報告では、単に「教育機関」となっており、今回、より具体的な表現に改めたものです。

次に、「(2) 動物致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進」につきましては、「ア 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及」から、次葉33ページ、「ウ 譲渡拡大のための仕組みづくり」までの三つの事項とも、特に大きな変更等はございません。

次に、「(3) 事業者等による動物の適正な取扱いの推進」の「ア 動物取扱業の監視強化」につきましては、同ページの最後の段落以降に、この度の動物愛護法改正に伴

い、動物取扱業者が遵守すべき適正な飼養管理の具体的な基準の規定等が着実に運用されるには、研修等における周知の徹底が重要である。また、新たな規制内容を踏まえた処分基準の明確化と、事業者の法令違反に係る必要に応じた警察との連携、更に、新たに飼養管理の具体的な基準が準用されることになりました、第二種動物取扱業への立入・指導の必要性等を追記しております。

次の「イ 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進」では、最後の段落に今回改正された基本指針では、動物取扱業者等が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質の向上を図るよう、その主体的な取組を促進することが求められる旨追記しております。

続く「ウ 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底」及び次葉35ページ、「エ 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応」につきましては、特に追記等はありません。

次の「(4) 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応」の「ア 動物由来感染症への対応強化」につきましては、特に追記等はありません。

続く「イ 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化」につきましては、次葉36ページの最初の段落に、災害時における動物愛護管理対応マニュアル等の活用により、災害時に避難所の設置主体となる区市町村の対策強化を支援するとともに、避難所運営におけるボランティアや事業者等との連携構築を促進することが求められる旨追記しております。

甚だ簡単ではございますが、「第3 東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方」の項番1及び2の御説明は、以上でございます。

- 林委員長 ありがとうございます。これから御意見、御質問をいただきたいと思うんですが、ここの書きぶりは、もうまさにこれからの行政の在り方で、最後の終わり方が何々を求められる、あるいは何々が必要である、何々は、達成されたものについては、達成されているといった書きぶりは、小委員会に限らずこの審議会の委員の立場で書かれているように見えますが、これは、先ほどの論議と絡めて、皆さん、御意見があれば、ぜひおっしゃっていただければと思います。御意見、あるいは御質問、いかがですか。

それではどうぞ、打越委員から先に、そしてその後、挙手されている友森委員と続きますね。どうぞ。

- 打越委員 ありがとうございます。それでは、先ほどのやはり多頭飼育に関わるところで、幾つか提言がございます。ここは、先ほど座長がおっしゃってくださったとおり、専門家の小委員会ないし審議会として、行政側に注文を出すべきところだと思いますので、ここの書きぶりについては、本当にしっかり書かねばと思っています。

それに対して、「社会福祉部局との連携を強化すべき」と書いてあるのは、これは当然のことではあるんですけども、一委員として事務局に対してこうすべきというのであれば、福祉政策の構造について、動物愛護管理行政の職員も学ぶべきだというふうに

考えています。というのは、動物行政職員は、基本的に公衆衛生、規制行政をやる側で、これはいけない、こうしなければならないというふうに民間側を指導する発想ですけれども、福祉政策というのは、人間社会を支える、困難な状況にある人たちを支えるという観点で政策が作られています。ですので、発想が違うところを自らも学んでいかないと、できる連携もできないだろうと思いますので、その福祉との連携に関して、より真剣に考えるべきということを伝えたいと思います。

それともう一つ、ここで、今後書かねばならないのは、動物取扱業者の廃業者が多頭飼育になった場合の話です。業者であるうちは、業者の指導、監視の項目に入るんですけども、今後、適正飼養基準が本格化して、こんなことであればもうブリーダー業をやめる、ペットショップ業をやめるというふうに、廃業した途端に今度は一般の多頭飼育者に彼らになります。

ところが、いわゆる経済力、判断力がなくて、保護したものの増えてしまう多頭飼育者と、業者崩れのような形の多頭飼育者では、その持っているメンタリティーであるとか異なります。後者は、できれば動物を換金したい、お金にしたいというような動きがありますので、そういった飼い主の特性を見極める形、判断も必要になると思いますので、廃業者をどうするのかということをごここに入れるべきですし、それを見抜くための対応を東京都は考えていくべきだと思います。

それから、次に虐待・遺棄防止のところですけども、確かに警察に出てきてもらわないと仕方ないところなんですけれども、単に通報して、これが動物虐待だというだけではなくて、実際にはネグレクトの問題のほうが大きいのではないかと。ネグレクトであつたりとか、あるいは、たまたまそのとき飼い主がちょっとむしゃくしゃしていて、強くたたいてしまった。たたいてしまって、まさか、その翌日ぐったりするとは思わなかったんだけどというような、動物愛好家から見れば許せない案件とはいえ、飼い主としての愛情はあるんだけど、不適正というような人たちにどう向き合うのかということも入れるべきだというふうに思います。

児童虐待の問題と同じで、子供に虐待するなんてとんでもないというだけで対応できるものではなくて、実際には、親と子の間に愛着と憎悪の繰返しの様なものがある中で、現場は苦労しているのと、実は動物虐待も同じ構造がある。そうしたことも判断できる、あるいは福祉と連携していくということをもっと真剣に事務局に捉えていただきたい。私は、自分で答申を書くならば、そういうふうに強く書くだらうという思いであります。

それから34ページ、三つ目、これで最後なんですけれども、34ページの「イ 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進」のところにありますけれども、動物取扱業者に対する監視指導と自主管理というのは、前回の8月6日の小委員会で、私のほうから、これはそんなHACCPの認証のような発想で、全て行政が監視に行くことはできないからこそ、自主管理の仕組みを作るという意図ですかというふうにお聞きして、

完全にパラレルではないけれども、そういうような発想もあるというようなお答えをいただいたところだったと思うんですけども、8月6日というタイミングが非常に微妙なタイミングで、その直後に行われた環境省の適正飼養基準の小検討会のほうでは、一気に数値基準、スペースであるとか、運動時間であるとか、従業員の数というところまで含めて、かなり細かい規制が出てきて、さらに9月、10月と動物愛護管理法のステージで、国会議員やら業界団体やら、あるいは全国の愛好家を含めて、規制の在り方について大きく議論が今、曲がり角を迎えているところだと思うんですね。

それに対して業界側からは、私たち自主管理で頑張るから基準をあんまり厳しくしないでくれという声があったんですけども、いや、むしろその自主管理、自主管理と言い続けて、法律の厳しい基準が出てこなかったことにも問題があるからこそ、自治体側に積極的にその基準を考えてもらいたいというような方向性に今、なりつつあるので、そのことを意識したときに、自主管理の促進とぼんと書いてしまっているのか、自主管理の促進というのと、どんどん自主管理に任せましようになると思うんですけども、自主管理のできる指導をするというか、あるいは、その育成をするというような書きぶりのほうがいいのかなとちょっと感じています。

いずれにせよ、8月、9月、10月の間に大きくその議論が曲がり角を迎えていることを少し意識した書きぶりのほうがいいかなと感じた次第です。

私からは以上です。

- 林委員長 ありがとうございます。これについて何か、事務局からありますか。
- 田島動物愛護管理専門課長 幾つも貴重な御意見を頂戴しましたので、どこまで書けるかはともかくといたしまして、御提言になるべくそういうような形で、文言の追記等も考えていきたいと存じます。
- 林委員長 大変難しい業務もありますけれども、自主管理というのは、いろんな人がいますから、人によってかなり違う。これは全て理想どおりできるだけの人的配置ができるかどうかという問題がかなり大きいかなと思っています。ぜひ、我々としては、何としても応援したいと思いますので、ぜひ、これについても取り上げていただければと思います。

ほかに、いかがでしょうか。まだ、友森さんが御発言されていないので、どうぞ。そして、その後、町屋さんもそうですね。手を挙げておられますね。

- 友森委員 私からは二点あるんですけども、まず30ページの終生飼養に関わる部分なんですけれども、現在、動相センターに入ってくる動物で問題なのが、子猫と、あと多頭飼育者、それから高齢者からの引取りが多いと思うんですけども、こちらに「動物を飼育することの負担や将来的な不安を感じている高齢者に対し、飼養の継続のための様々な民間サービスの利用や多様な暮らし方、いざという時の対応のための情報提供を行うなどの支援を引き続き進めていく必要がある」と書いてあるんですけども、こちらを読むと、高齢者が飼育するためのサービスが豊富にあるような誤解を受けそ

うなので、このような記載はいかがなものかなと思いました。

また、そういった情報提供の際に、どのような民間サービスを御案内しているのかなというのも気になりました。現状で、高齢者で飼えなくなった方は、生活保護の受給者の方とか、年金暮らしの方がとても多いです。それで、自分たちの年齢や、経済的な事情で動物を飼えなくなったという相談が来るんですけども、その際に、その後どの民間サービスが引き継いで飼ってくれるのか、その辺りがとても気になったのと、難しいのではないかと感じました。

もう一点、31ページの虐待の部分なんですけれども、虐待に関しては、警察が関わるべきなんですけど、それは以前からも言われていて、ただ現状では、虐待の通報が警察に行くと、民間の動物愛護団体のほうに回されます。その通報者の方に、こちらで虐待に関しては民間では介入できないので、警察の方に動いてもらってくださいと言うと、警察には、動物の虐待は愛護団体じゃないですかねみたいに言われてしまって対応していただけないという例がほとんどというか、私が関わった中では100%でした。なので、今後、警察に対してどのように関わっていただくか、具体的に情報共有をするのかとか、研修会のようなものをするのかとか、そういった何か具体的にできることを記載していただければと思います。

以上です。

○林委員長 ありがとうございます。ただいまの御意見について、事務局で何かお答えする部分があれば、おっしゃってください。

○田島動物愛護管理専門課長 確かに30ページの高齢者の部分につきましては、一応、シニア世代に対するパンフレットという形で、返還の話ですとか、引き続き飼ってもらえる方と契約をして、その後のことも考慮するという書き方ではあるんですけども、おっしゃるとおり、生活保護受給者の方ですとか、年金生活で細々と暮らしてらっしゃる方々をどうするかという部分につきましては、今後の課題かと存じますので、引き続き検討してまいりたいと存じます。

31ページの虐待の部分なんですけれども、こちらにつきましては、国からも各管区警察等に、適切な対応を図るよう通知等も行われているところがございますので、こちらも含めまして、今後、警察との連携とか情報共有の強化に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○林委員長 いかがですか。そういうことで両方ともお答えいただいたんですが、よろしいですか。

○友森委員 ありがとうございます。

○林委員長 それでは、町屋さんも挙手をされていますので、どうぞ。

○町屋委員 私のほうからは、二点あります。まず一点目は、38ページ目ですね。一番下の指標、目指すべき方向性のところに記載している内容についてなんですけど、動物の

致死処分数とか、あと、犬及び猫の返還・譲渡率の方向性についてはこれでいいかとは思いますが、動物の引取数を更なる減少を図る、これがちょっと気になります。

といいますのも、最後の砦として、やはり自治体というのがあると思いますので、特に多頭飼育が崩壊した場合、もう全部手放すといったときに、100以上の猫だったり犬を引き取ったりする余力のある団体というのが、日本はほとんどないと思います。そういった中で、やっぱり自治体の方が一回、ちゃんと引き取って、その中で引き取れると名乗りを、手を挙げてくださった愛護団体に渡していくというやり方を取らなければいけないと思いますので、この更なる減少を図るということを目標にすることによって、そういった足かせになってしまうんじゃないかなというのは、一点あります。やはり自治体は、動物は引き取るけれども、返還・譲渡率も上げていくというのが本来のスタンスではないのかなというふうに思っています。

二点目が、35ページのエのところなんですけど、産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応についてです。ここは、実験動物はちょっとここでは置いておきますが、産業動物については、農林部のほうの家畜保健衛生所との情報共有だったり、連携を図ったりするということが非常に大切になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、そういった他部署との連携というのを入れていただくといいかなというふうに考えております。

私からは以上です。

○林委員長 ありがとうございます。その38ページのところは、動物の引取数、更なる減少を図ると。その二つ下に、犬及び猫の返還・譲渡率、更なる増加を図ると。これはもうセットで書かれているという理解ですが、何か新しい御提案はありますか。

じゃあ、事務局のほうからどうぞ。

○田島動物愛護管理専門課長 まず、38ページの部分につきましては、御説明未了でございますので、その御説明の後に、また改めてお尋ねいただければと存じます。

35ページ「エ 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応」の部分なんですけれども、こちらは下から3行目のところに、「区市保健所等」と書いてございまして、実はこの部分に、今お話のございました家畜保健衛生所等も含まれているという理解でございますので、こちらにつきましては、具体的に明記することは可能と考えております。

以上です。

○町屋委員 ありがとうございます。すみません。先走りました。

○林委員長 もしこれで御意見、御質問がないようでしたら、次が最後になりますが、「3 計画における数値目標」について、これの御説明をいただきたいと思います。

○田島動物愛護管理専門課長 では、36ページ、項番「3 計画における数値目標」を御覧ください。

この事項は、前回の小委員会におきまして、今回の本委員会の席上、具体的内容をお

示しすることとしていたものです。本文の最初の段落では、今回の改正基本指針における犬及び猫の殺処分に係る数値目標や、施策の方向性の部分を抜粋して記載しております。

本文、中ほどに記載のとおり、今回の指針では、国の殺処分の3分類のうち、②に属する個体の返還及び適正な譲渡促進を積極的に進め、全国における令和12年度の殺処分につきまして、平成30年度比50%減となる、おおむね2万頭を目指すとなっております。

一方、都におきましては、同ページ下段に記載のとおり、国の殺処分の分類のうち、②に相当するものにつきましては、平成30年度及び令和元年度実績において、既に殺処分ゼロを達成していること及び次葉37ページ上段の表のとおり、現行の都推進計画におきまして、平成35年（2023年度）までに達成すべく設定されました、動物の引取数をはじめとする具体的な目標値につきましては、令和元年度実績において、全て達成されているところです。

同ページ中段に記載のとおり、動物の引取数及び動物の致死処分数につきましては、令和元年度実績において、現行の推進計画における目標を大きく上回る80%以上の削減となっております、引き続き改正基本指針で示された方向性を踏まえ、動物の引取数を減らし、殺処分のない状況を継続するための施策を進めていく必要があること。

また、犬の返還・譲渡率につきましては、ほぼ100%近い状況となっております、引き続きこれを維持していくこと。猫の返還・譲渡率につきましては、現行計画における目標値を大きく上回る成果を得ており、動物福祉等の観点から、やむを得ず行う処分や、引取・収容後に死亡したものを除いた返還・譲渡が可能なものについて見れば、犬と同様にほぼ100%の状況となっていることが記されております。

次葉38ページ中ほどには、現行の推進計画に掲げた目標の各項目につきましては、多くの関係者の協力により顕著な成果を上げてきた一方、更なる致死処分数の減少に向けては、負傷動物など譲渡が難しい動物についての取組などの困難な課題も存在すること。

これらのことも念頭に置きつつ、引き続き区市町村等と連携して、飼い主に対する適正飼養・終生飼養の普及啓発や、地域における相談支援の充実、飼い主のいない猫対策の推進を図るとともに、動物愛護センターにおける負傷動物等の治療・管理の充実、譲渡が難しい動物をボランティア団体と連携して、新たな飼い主へ繋いでいくなど、今後も息の長い取組を進めることによりまして、各指標の数値を着実に向上していくことが求められる旨記載されております。

併せまして、先ほども御指摘ございましたが、下段の表のとおり、動物の引取数をはじめとした各指標につきましては、これまでの数値目標達成の礎となった動物愛護の基本理念ですとか、効果的な取組の方向性を堅持しつつ、人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けまして、今後目指すべき方向性を文言で明示したところです。

甚だ簡単ではございますが、「3 計画における数値目標」についての御説明は以上でございます。

○林委員長 ありがとうございます。

それでは、どうぞ、御質問あるいは御意見があれば、いかがですか、御意見、御質問。じゃあ、友森委員からどうぞ。

○友森委員 38ページの部分なんですけれども、動物の引取数の減少を図るとともに、致死処分数を減少していけば、うまくリンクすると思うんですけれども、現状、上の本論にも記載があるとおり、なかなか譲渡が困難な動物が残ってきています。その中で、返還・譲渡率を更に上げようということになると、無理な譲渡が進んでしまうのではないかと。例えば今、動相センターの本所にいる子だと、なかなか慣れない、多頭のおうちから来た中高齢の猫だとか、高齢の柴犬とかそういう子が残っています。その子をボランティア団体と連携して譲渡をしていくというのは、なかなか現実的ではないので、目標が返還・譲渡だけになっていきますけれども、致死処分をしないのであれば、今後、行政とボランティア団体と連携した上で、保護したまま終生飼養、管理をしていく必要があると思います。その部分についても検討していただいて、具体的にこういった取組ができるかを今後、継続して対応していただければと思います。

以上です。

○林委員長 難しいお話ですが、いかがですか。事務局、何かありますか。

○田島動物愛護管理専門課長 友森委員の御指摘はもっともございまして、であるからこそ、更にしつけの専門家ですとか、大学の専門家等々のケア、サポート等も受けながら、これまで譲渡困難であった動物についても、できるだけ譲渡に繋げていく取組を粘り強く進めていくと。当然、その過程におきましてはセンター等で飼養継続になってしまうケースもあるかと存じますけれども、譲渡適性があるものにつきましては、地道ではございますけれども、一步一步、新たな飼い主に繋げていくという取組を進めてまいりたいと存じます。

以上です。

○林委員長 ありがとうございます。よろしいですか。よろしいですね。

あとは、どなたか。

どうぞ、平井委員どうぞ。

○平井委員 38ページにまとめくださっている指標の三つなんですけれども、これ、動物の引取数の更なる減少というところの、その動物の引取数という、ここを含む意義の中に、行政として引き取るべきものは引き取るというのと、目標として飼育放棄だとか、不適切飼養を減らして数を減らしましょうというのが、何かごっちゃになっているから、ちょっと分かりにくいのかなという感じを受けました。ですので、単純に引取数が減るというのはいいことなんですけれども、その中身が、恐らく都のほうで意図されているのは、引き取るべき動物数を減らしたいというところに意図があるんだと思います。た

だ、発生した事例に対して、引き取るべきものは拒否するんじゃないなくて、対応するとい
うところが見えるほうが、分かりやすいのかなと思いました。だからといって、代案が
あるかという、ちょっと、今すぐにはないんですけども、その書き方の問題もち
よっと工夫されるといいかなと感じております。

以上です。

○林委員長 それでは、事務局からどうぞ。

○田島動物愛護管理専門課長 先ほど町屋委員からも御指摘ございましたとおり、確かに
動物の引取数の減少という表現、この文章だけ見てしまいますと、センターで引取りを
拒むといいますか、門戸を閉めているんじゃないかというふうを受け止められるおそれ
等もないとは言えません。ただ、私どもとしましては、こちらのページの中ほどに書い
てありますとおり、いわゆる入り口対策と出口対策という表現を使っているんですけれ
ども、センターへの入り口対策としまして、飼い主に対する適正飼養・終生飼養等の普
及啓発を進めることによって、手放さざるを得ないといいますか、センターに入ってく
る動物をまず減らしていく。現状、センターにおきましても、やむを得ない事情の場合
には、当然、引取等も行っておりますので、その流れの中でセンターに引取りを求めな
くとも済むような、適正に飼っていただける飼い主さん、いわゆる「無責任飼い主ゼロ」
といいますか、適正飼養を進めることによって、センターに入ってくる動物も減らして
いく。こちらのほう、方向性としては期待しているところではございますけれども、各
委員からも御指摘ございますとおり、やはり、やや誤解を招くといいますか、真意が伝
わらない表現であるかとも存じますので、この部分の表記につきましては、再度、検討
したいと存じます。

以上です。

○林委員長 よろしいですね。

それでは、ほかに御意見、御質問、ございませんか。

ないようですので、それでは、今日、各委員からの御意見を踏まえた上で、次の審議
会に小委員会から最終報告（案）を出すこととなります。この案文のまとめ方につい
ても、先ほども御質問、御意見の中にあつたように、幾つか事務局からお考えを述べてい
ただいていますが、改めてここで、いかがですか。

○田島動物愛護管理専門課長 事務局としましては、本日、多様な御意見を委員の方々か
ら頂戴しましたので、これらの御意見、御提言等も踏まえて、最終報告という形で
取りまとめを行いまして、事前に林委員長の御了承を得た上で、次回審議会にお諮りし
たいと存じます。

○林委員長 そういうことですが、御異議はございませんか。そういう形で最終報告案を
まとめて、審議会に上げていくということですが、いかがでしょうか。

○打越委員 打越です。よろしいでしょうか。

○林委員長 いいですよ、どうぞ。

○打越委員 ありがとうございます。どういう形であれ、最終的には林先生の名前で答申するということが大事なところだと思います。やはり、林先生が納得、林先生は座長に一任ですので、御自分の提言として東京都に返すわけですね。

○林委員長 そうですね。

○打越委員 その点で、林先生にしっかりチェックしていただいて、答申という形にしていただければ、それが一番だというふうに思っております。

以上です。

○林委員長 いや、責任重大ですね。できる限りのことはいたします。ありがとうございました。

ほかに何か、ございませんか。よろしいですか。

事務局としてもよろしいですか。

それでは、本日の小委員会、この審議を終了したいと思います。皆さん本当に、活発に審議していただいて、改めて感謝の意を表したいと思います。

では、進行を事務局のほうにお返しいたします。

○田島動物愛護管理専門課長 林委員長におかれましては、進行の労をお取りいただきまして、心より御礼申し上げます。委員の皆様も、長時間にわたりまして熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。

次回の審議会日程につきましては、後日、事務局より改めて御案内いたします。

では、これもちまして、本日の小委員会を閉会といたします。委員の皆様、誠にありがとうございました。

(午後3時22分 閉会)